

平成22年12月9日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副市長兼総務部長		北	村	和	博
市民部長		岩	田	輝	寛
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		北	御門	敏	則
会計管理者兼会計課長		田	中	敏	男
企画課長		藤	田	洋	一郎
総務課長		中	村	博	之
財政課長		迎		和	泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		田	中	一	枝
税務課長		中	村	和	典
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長		森	田	利	明
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		平	石	和	弘
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		井	手	讓	二
教育長		小	野原	利	幸
教育次長兼教育総務課長		谷	口	秀	男
生涯学習課長兼中央公民館長		有	森	弘	茂
同和対策課長兼生涯学習課参事		中	村	信	昭
農業委員会事務局長		松	浦		勉
監査委員事務局長		中	島	と	しえ
監査委員		植	松	治	彦

平成22年12月9日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第60号～第63号 市道の路線認定について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第64号～第68号 市道の路線変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第69号～第70号 市道の路線廃止について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第72号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定について
（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第73号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定について（質
疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第74号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について（質疑、
討論、採決）
- 日程第7 議案第75号 鹿島市干潟展望館の指定管理者の指定について（質疑、討論、
採決）
- 日程第8 議案第76号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定について（質疑、討論、
採決）
- 日程第9 議案第77号 蟻尾山公園の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第60号～第63号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案第60号から議案第63号までの4議案、市道の路線認定について
の審議に入ります。

一括して当局の説明を求めます。平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

おはようございます。それでは、議案第60号から議案第63号まで一括して説明をさせてい
ただきます。

議案書の18ページと説明資料17ページから20ページの箇所図で御説明をいたします。

市道の路線認定について、道路法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず最初に、説明資料としてつけております箇所図の見方について申し上げます。

説明資料の17ページをお開きください。

まちなみ建設課に備えつけております市道全体の426路線を図化した道路網図がベースになっております。黒色の線が国道及び県道、赤色が1級市道、緑色が2級市道、茶色はその他の市道としてあらわしております。今回の新規認定の路線は、緑色の太い線を表示をいたしております。

それでは、議案第60号、辻～納富分線につきまして御説明をいたします。

説明資料の17ページをお願いします。

これは現在、若殿分におきまして、県事業で国道444号改良工事として、本年12月末までの工期で行われておりますが、開通後に旧道区間となる辻警察官駐在所から県道山浦～肥前鹿島停車場線と国道444号が交わる納富分西交差点までの区間690メートルを認定しようとするものでございます。

なお、開通時期でございますが、22年度内ということでお聞きをしております。

続きまして、議案第61号、大木庭～下浅浦線でございます。

18ページの箇所図をお開きください。

県道大木庭～武雄線の三源寺トンネルの開通は、平成18年4月であります。これに伴い旧道区間となっております1,160メートルを認定しようとするものでございます。

次に、議案第62号、浜三角線でございます。

19ページをごらんください。

これは平成21年11月に開通しておりますが、県道古枝～肥前浜停車場線浜新町区間の改良に伴い、旧道区間となっております200メートルを認定しようとするものであります。

最後に、議案第63号、犬王袋～常広線でございますが、20ページをごらんください。

これは昭和56年3月に鹿島川改修事業に伴い、鹿島川右岸の犬王袋から左岸の常広側へ新設された向水道水管橋が、平成22年3月31日に北鹿島土地改良区から鹿島市へ移管されたことに伴い、延長が250メートル、水管橋の幅員が2メートルということで通学路として新規に市道犬王袋～常広線として認定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪 敏君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第60号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第64号～第68号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第64号から議案第68号までの5議案、市道の路線変更についての審議に入ります。

一括して当局の説明を求めます。平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

それでは、議案第64号から議案第68号までの5議案を一括して御説明をいたします。

議案書の19ページと20ページ、それから説明資料21ページから24ページの箇所図で御説明をいたします。よろしく申し上げます。

市道の路線変更について、道路法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第64号、小路線について御説明をいたします。

21ページの箇所図をお願いいたします。

変更路線は、黄色の太線で着色をいたしております。これは国道444号の改良に伴いまし

て起点が変更となり、189.7メートル減で変更後は110メートルになるものであります。

次に、議案第65号、大木庭～郷野線についてでございます。

22ページをごらんください。

この大木庭～郷野線の終点は、西三河内の巖橋となっておりますが、県道大木庭～武雄線の三源寺トンネルの開通に伴い、起点が変更となり、53.1メートル減となるものでございます。

続きまして、議案第66号、若殿分～松山線につきましても、22ページをお願いいたします。22ページの箇所図でございます。

これについても県道大木庭～武雄線の三源寺トンネルの開通に伴い変更するものでございまして、実態に見合う形で見直しを行い、143メートルの増となるものでございます。

次に、議案第67号 浜新町線でございます。

23ページをお願いいたします。

これは県道古枝～肥前浜停車場線浜新町区間の改良に伴い起点が変更となり、20メートルの減になるものでございます。

最後に、議案第68号、中牟田～御神松線について、御説明をいたします。

24ページをお願いいたします。

これは西牟田虹の大橋から嬉野市塩田町境までの道路について、これまでふるさと農道としての農林水産課所管管理から市道へ編入をしたいので、市道中牟田～御神松線の変更として御提案するものでございます。

変更の内容でございますが、終点の約90メートルを廃止して、橋手前のバイパス交差点を起点とするふるさと農道の約730メートルを市道中牟田～御神松線として編入して、変更後の延長が1,710メートルになるという内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

先ほどありました中に、三角のほうの浜停車場線との関係で市道変更の話がありましたが、あそこは交差が非常に難しいということで、先日も地元のほうで協議があったというふうにお聞きをしております。やはり市道に編入された場合、今度は道路の管理者としての交通事故の場合の責任問題も出てくると思うんですよ。そういう意味で、あそこの編入はいいんだけど、その後の管理する上で道路交通法上の問題点、どういうふうな責任分担になるのか、だれがどうしていくのか、あそこは非常に難しいということです。協議をされたと思いますが、その考え方というか、おかしいけれども、交通の安全対策上の方針をどのように今されておりますか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

浜三角線の箇所につきましては、やはり現地のほうで当初交通管理者である鹿島警察署、それから地元、それから私たちというところでまず協議をいたしまして、交通安全確保の観点から一たん停止等の必要がないのか、そういったことを協議はいたしております。その結果によりまして、路面の表示、白線のつけ方、それから「止まれ」の標識ですね、そういったものは一定のものは協議が調い、現場のほうでは完了をいたしております。その上で、さきの委員協議会でも、委員の方から再度改良後の安全確認につきましては、再点検をということで御要望をいただいております。それで、私たちといたしましては、地元の区長さんですね、浜新町の区長さんとお会いをいたしまして、改めて庄金のほうから来る市道ですね、あそこからの交通自動車、交通車両がどうもぐあいが悪いと、危ないということの御指摘がございましたので、その市道の部分につきまして、若干表層も傷んでおりますので、表層を仕上げながら路面表示でドライバー、運転者の注意喚起を促すという意味で白線を大きく表示していこうということで計画をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そのように安全対策をしていただいているということについては、非常に結構なことだと思います。

ただ、市道についてはとにかく道路設置者としての責任が出てくるわけですね。いわゆる構造上の問題の場合はやはり出てくると思いますね。まさにあそこは構造上の問題が出てきているわけですね。市道の分の「止まれ」のところと、先ほど言われた庄金から来る道路との交差のところ、いわゆるドライバーの責任だけでは難しいと思う。やはりあれはどうしても道路を管理する側がきちとしたルールをつくってあげないと、どうしてもドライバーとしては戸惑う、どのような形にすればいいのかわからなくなる。開通当初にすぐ一回事故がっております。それは県道側で起きていますので、市のほうは直接は関係ありませんが、今回は市のほうに編入されたために市のほうに非常に難しいのが出てきたなという感じを私は持っています。もう少し簡単にですよ、どのようにするかということをおっしゃってもらっていいですか。表面上どうするのかね、それでいいのか。ドライバーというのは、七浦からの人も長崎からの人もあそこを通っていきますので、必ずしも地元だけじゃないんです。いろんな方が使っていますので、そういう意味では交通整理をですね、それこそ交通整理をしないと、事故が起きやすいということになっております。

というのは、昼屋のほうに少し緩急といいますかね、ガードがあります。ガードはふさいでありません。そのために自転車があそこを通ってきます。非常に危なくなります。そういうこともありまして、やはり僕は一たん停止をして、その後に交差点まで行くという形が一番ふさわしいのかなと思っておりますが、改めてもう一回聞きます。時期と、いつごろまでにそれができ上がるのか、協議ができ上がってですね、いつごろまでにそれが実施できるのかもあわせて、改めてもう一回お聞きをします。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

今具体的に御指摘を申しいただきました。ガードのレールが少しあいておりますけれども、本来あそこは当初の打ち合わせのときには全部封鎖をしたほうがよくはないかということで交通管理者である警察のほうからはあっております。しかし、そのとき地元のですね、やはり少しあけるということで決着をいたしておりましたので、そのような状態になっておるわけですが、実はその完全閉鎖の件につきましても、浜新町の区長さんを通じて、その後の交通の実態、状況から、どうしたほうがいいのか、それはお願いをいたしているところであります。

それからもう1点の、市道として、じゃあ、本当は一たん停止がいいがということでございますけれども、そこの一たん停止については、これも交通管理者である警察署との協議におきましては、一たん停止はできないということでございますので、市道のほうで、先ほど申しましたけれども、表層が少し傷んでおりますから、手前のほうからオーバーレイをかけた上で、そこに減速心理が働くように注意をしながら、そこを徐行するということができるように路面に大きく表示をするということで、今年度においてその対策をするということでいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま中西議員のほうから出された件につきましては、これまでも何度も委員会の中、全協とかでも同じような意見が出ていますし、私もそのことを申し上げてきたわけですが、ただいまの説明では、いろんな表示によって注意を促すというようなことをおっしゃったんですが、私は表示だけで本当に安全対策はできるのかと。構造的にあそこをもう少し、今でき上がりはしましたがね、さらに危ない分を構造的に改良できないかという気がするんですよ。というのは、標識が立っている、昼間とか明るいときはいいわけですね。私も早朝よくあそこを通りますがね、やっぱり端っこのほうから出てくるときは二、三度とまるんですよ。

ね。一応こっちの道路のところで注意をして、もう一遍行って、また行ってとまるというようね、そういう形をしないと本当に恐ろしいです、あそこは。ですから、何とか、端っこの方から出てきて、左の方向の少しカーブみたいになっていきますか、その辺の改良ができないのかどうかですね。本当に事故が起きてからじゃ遅いんですよ。やっぱり表示だけでは、私はどうしても安心できないと思うんですが、やっぱり無理ですか。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

本当に御指摘あっていきますように、交差点が変則になっておりますので、松尾議員おっしゃるように、一回ゆっくり徐行をして、改めてもう一回徐行しないといかんという箇所がございます。道路改良ということになりますと、現段階ではそこまで検討はいたしておりません。路面の表示につきましても、あそこは民家がありますので、やっぱり音の出るようなドット線というのですか、そういったこともできないだろうということなので、現段階では舗装の仕上げをきちっとやって、そして、表示を大きく線と、それから注意喚起の促し方ですね、それを入れてはというところで今詰めておるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今のところは検討することはしていないということですがね、私はやっぱりすぐできないにしても、そこのはやるべきだと思うんですよ。私たちはしょっちゅう通ってなれていますからね、ここを出たときまた向こうから来るぞという意識があります。しかし、なれていない人というのは、その意識がないのが多いと思うんですよ。だから、非常に危ないんですよ。だれでも車を運転する人は注意をしながらしていますが、事故というのはちょっとしたとき起きるわけで、それだけ危ないとわかっているものについて徹底した対応をしないというのは、これは間違いだと思うんですよ。だから、きょうあしたにその検討はできないにしても、やはりそのことはこれからやっぱり早急に協議をする、関係機関とも話し合いをしていただくということを私はお願いをしたいと思うんですよ。

今幾つもの市道の変更とか廃止がありましたが、道路がよくなることはいいことですが、ただよくなったことによって事故が起きるといふものもありますし、特に交通事故の問題では辻の問題ですね。あれも横からたくさん出ていますからね、これについても同じようなことが言えると思うんですよ。ですから、ただ単にそのときだけのことやなくて、やっぱり根本的に交通事故が起きないようなね、それは運転する人、歩く人が注意することが一番なわけですが、やっぱりそういうことが十分できていけば起きないでしょうけど、やっぱり

それがないような対応をするのが行政の役だと思いますから、その点について、検討を今しませんとかの問題じゃなくて、やっぱりやってくださいよ。協議ぐらいしてくださいよ。どうしたら大丈夫なのかというのはわかると思うんですよ、専門家ばかりいらっしゃるわけですからね。私はそれをお願いしたいと思いますが、何かあったら——市長どうですか、この問題について。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

御指摘の点については、県道の管理者である土木事務所ともこういうふうな御意見等があるということで問題がありますのでということで、今後検討はしていきたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

市民の安全を第一に考えると、これはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、今回の御指摘の分は、そういう建前というか、政策というよりも、むしろそういう場所に最終的に路線を引かざるを得なかったという背景もあると。特に辻の場合も、浜三角も私も現実に何度か行って現場を見ておりますけれども、その限られた条件の中でどうするかということについて道路を管理することになる市と、それから基本的にその道路の上を走る、そういう車の安全を規制する部署と、それから実際運転をされる人たち、それから現地の方、相談をされて選択をされた結果ですから、現状はそれで私たちはのみ込むしかないと考えております。

ただ、一般論として言えば、そういう中で安全対策をしないといけない。特に今月はそういう交通安全について、いろんな方がいろんな意見を出して努力をしていきたいと思います、警察のほうも一生懸命、車、あるいはパトカー部隊を出して努力をしてもらっていますから、そういう一環で、できるだけ注意を喚起していくということではないかと思っています。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

いろんな事業がやられますが、やっぱり一番は使う人たちの立場に立つのがまず第一ですね。行政の立場でそうせざるを得なかったとかいうのはその後だと思います。特に道路については地元との話し合いはできていますと言うけど、地元の人だけが使うわけじゃなくて、いろんな人たちが使うわけですから、そういうところも考えながらこれからは取り組んでいきたいと思いますし、部長のほうからもああいう答弁が出ておりますので、それを期待

して終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第64号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第66号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第67号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第68号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第69号～第70号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3．議案第69号及び議案第70号の2議案、市道の路線廃止についての審議に入ります。

一括して当局の説明を求めます。平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

それでは、議案第69号及び議案第70号について一括して御説明いたします。

議案書の21ページと説明資料25と26ページになっております。よろしく申し上げます。

市道の路線廃止について、道路法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第69号、松山線につきまして御説明をいたします。

25ページをお願いいたします。

路線廃止については、赤色で着色をいたしております。これは県道大木庭～武雄線の三源寺トンネル開通に伴い不要となり、廃止をするものであります。延長は137.5メートルであります。

それから、議案第70号、御神松～三ヶ崎線についてでございます。

箇所図26ページをお願いします。

これはふるさと農道の市道編入に合わせて廃止をするものであります。延長は478.3メートルであります。廃止後の管理につきましては、河川堤防といたしまして、土木事務所の管理となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

一括して質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

簡単な質問にはなりますが、この説明資料の25ページの絵を見ながらの質問といたしたいと思いますが、137メートルのこの赤の破線の部分を市道としての機能を廃止するというようなことでございます。その他の緑の着色部分については市道として名を残しておくというようにとらえ方なのか、あるいは新たに市道をトンネルに直線化したあの部分を市道として、従来の道路についての扱いは農道とか里道とかいいますが、そういうふうなものにされるのか、従来どおり市道として維持をされるのか、そこら辺の説明があっておりませんので、確認をいたしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

御説明いたします。

廃止の松山線でございますが、これが現道として残っておりますので、じゃあ、どうするかという趣旨であろうと思いますけれども、説明が足りてなかったと思います。もともとの松山線の部分がどうなったかと申しますと、60番の大木庭～郷野線という市道ですね。その部分の一部が起点、それから、この表示の仕方が緑の今回の新規の部分と廃止分、こう離れた格好になってはいますが、この新しい今回の新規の部分とそこが重複をしておるんです。重複部分ということになっておりますので……（「浅浦に抜ける旧道は市道のままで残すのか」と呼ぶ者あり）浅浦に行く……（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

私の単純な勘違いであったようでございます。もともと三源寺越えの道路、それ自体が市道という認識が私にありましたもので、従来県道であったものを市道に、前の議案で可決をしておるんですが、それで市道に格付をして、そして今の説明があっておったということですね。それはそれで了解をいたしました。

それで、今の議案となっておりますこの137メートルの区間については、なお道路として重複しておるから残るということですよ。既にもうこれは認定をしておる区間だからということでしょう。どうですか、そこら辺は。質問の趣旨わかりましようか、反問してください。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

松山線の廃止の137.5メートルにつきましては、今回の三源寺トンネル、三源寺越えというもともとの県道ですね。その部分と、それからもう1つの既存の、路線番号60の緑の大木庭～郷野線の市道、これの部分と重複をする形になります。それで、廃止と、松山線としては残らないということでの廃止でございます。事実上は重複の形で道路は現存する形になります。それが新たな新規認定の部分になり、それから大木庭～郷野線というところの道路部分の重複部分が出てまいりますので、松山線としては廃止の手続をとるということであります。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

この137メートルの区間については、別の路線で既に市道となっている関係で、重複した市道認定になるから、この部分を今回廃止ということで一貫性を持たせると、そういう説明ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）その件についてはわかりました。

若干関連の疑問もございますが、こうした形で、例えば、市道を里道に格下げといいますかね、認定がえをするというケースもあろうかと思うんですが、用途が市道じゃなくて農道とかになった場合、その中でも農道とか農業用水路として現在たくさん鹿島市内には無番地がございます。ここの中でも既に道路機能を完全に喪失しているものもあるんですね。起点がないし、終点がないと。要するにもう住宅街の中に袋路になって道路だけが残っていると。名目上ね、里道として。そういったものを私の経験上、10年くらい前に隣接土地の方が駐車場の確保が周辺でできないということで、その里道が結局里道として機能していない、単なる国有地、現在は市有地なんですけど。この払い下げの申請をされたというときに非常に難しい行政としての対応があったですね。なおそこはまだ多分、一部の区間は荒れ放題だろうと思います。こういったところに対する対応というのは、もう少し積極的に民間への譲渡というのは前向きに検討したほうがいいと思います。そこら辺についての基本的な今後の方針、現在の方針でも結構ですが、そこら辺ちょっと担当課はまちなみ建設課長かどうか知りませんが、どなたかひとつ答弁をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

私どものほうで、まちなみ建設課のほうで、いわゆる里道、水路、これは法定外公共物ということで、平成17年の4月1日までに国の大蔵省から市町村へ移譲された後は財産管理、それから機能管理は市町村ということになっておりますので、今議員から出たようなことにつきましては、うちのほうが窓口となって一応申請の受理をいたします。そして、そのことによつて、機能的にそこがどういうふうなことになっておるのかを判断した上で、うちの財政主幹である財政課のほうと一緒に協議をしまして、あとはそれが何ら問題ないということであれば、土地の用地の有効活用というふうな面もございますので、そういった手続に入ることが基本的な流れだろうと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

今、まちなみ建設課長が申しあげましたように、道路として当然法定外公共物でございますが、道路としての機能を果たす必要性がなくなったということで判断をされた段階で、うちのほうの普通財産——普通財産というのは売り買いができるということで御理解をいただきたいと思います。うちのほうに移管をされます。その後、売払委員会を経まして、適正な価格でここを売るということで価格を決定させていただいて、購入者のほうに売り払いができるかどうかという検討をした後に価格を設定して、売り払いをするということになりますので、手続的には法定外公共物については道路、水路でございますが、その機能として必要性がなくなった——その段階で当然地域の了解とか同意等が必要になりますが、その後、先ほど申しあげましたように普通財産扱いにしてから売払委員会にかけて売り払いをするという、そういう流れになります。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

手続を今お尋ねしたわけではないわけですが、全部手続のお話だったのですが、それに対する姿勢がどうなのかということですね。要するに、機能しなくなっている、事実上市民の利益にもなっていない、むしろ不利益になっておるような箇所もあろうかと思えます。そういったものに対する姿勢が前向きなのか後ろ向きなのか、そこをお尋ねしておるわけです。

今、道路として、あるいは公有水面としての機能をなくしたことが確認できる部分については普通財産に移管をして民間譲渡がという線になるということですけど、それは申請のあった分をそういうふうにするのかですよ。市として調べて、市内にどの程度のそうした普通財産に移管された土地の面積が、延べ面積が幾らとか箇所数がどうだとか、そういうことが調べられておりますか。民間からそういうふうな譲渡の申請があったとき初めて行政としては対応されているのか、そこら辺はどうでしょうか。後者であれば、非常に消極的だと思います。土地の有効利用というのは、これは役所の有効利用ばかりじゃないわけで、市道でするので、市民の、あるいは市の産業のために役立っていただくというのが公有地ですので、そういう観点で私は今お尋ねをいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

現時点では申請が、相談があったときにそれを受理して、あとは手続に入るという、そういうことでやっておるのが実態であります。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

非常にそういった点ではそうした機能を喪失してしまった公有地がそういう状態で申請がないところはもう眠ったままと、塩漬けされておると。言葉を言いかえればそういうことだろうと思うんですね。公有地を積極的に民間に売り払うというのは、精神的には税で調達をされた土地ですので、そう一部の利益に還元をするというのもおかしいじゃないかという議論もありますが、そうした否定的な意味で論理を立てる議論よりも、そうしたことで用途をなくした土地が当市の中にそれ相当あるならばあるんですね、積極的に私は処分をして、市内の産業に供するという前向きの姿勢を持つべきだと、私はそのようにとらえておりまして、ここに取り上げておるわけなんですけれども。

どうですか、一回そういった点で調べてみられたらどうですか。ゼンリン地図に、国土調査のように詳しくは回られんかもわかりませんかでしょうけれども、そうした機能をなくした、まさに荒れ放題の土地というのは、私が今指摘したような場所以外にもあろうかと思います。積極的に調査を始めれば、そういうふうな姿勢はお持ちになりませんかでしょうか。持ってほしいと思うんですけどね。これは一月二月で済む話じゃないかもわかりませんが、やっぱり年次計画ぐらいを立てて、こういった土地については民間の用に供することは十分可能ではないかというのが、台帳が整備をされるということも、財産を管理する役所の立場だろうと思います。そこら辺についてのお尋ねを申し上げたいと思いますが、市長うなずきながらこちらを見ておられますので、市長の見解をひとつ、トップの見解を求めてみたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

個別の地域というよりも、物の考え方としての御質問があったと思います。まず私自身がかかわってやりましたのは、定住促進という考え方がございますので、現在、市が住宅として管理をしております土地、それから、形式的には管理をしておるけど、どうもそうじゃ——ストレートに言うといろいろ語弊があるでしょうけれども、手入れがよくないような土地とか、そういう土地を少なくとも全部回って、自分の目で見えてきたつもりでございます。お話しございましたのは、それ以外にも公有地といいますが、公共的利用に資するところがあるんじゃないかならうか、恐らくあるんじゃないかならうかと私も思います。したがって、2つ段階があるんじゃないかと思えます。すぐ利用できる場所と相当の時間とか金をかけないと、そういう土地に——もとに戻らないといいますが、適正な利用ができないところ、そういうところがあると思えますが、時間とか金をかけないと、もとに戻らないといいますが、適正な利用ができないところ、そういうところってあると思えますが、まずはすぐ有効利用できる場所、これはある程度把握をしているつもりです。逆にそこをどう利用しようかという検

討に今入っております。

次に、お話ございました公有地として生かしたらいいじゃないかという土地は、すぐにどうするということはなかなか予定立たないと思いますけど、いわば地主としての確認といたしますか、知っている、これは少なくとも確認はしておかんといかんと思います。ただ、公有地の場合は、これは議員御承知だと思いますが、必ずしも有効利用だけで考えられない面があるんですね。そこにそういう土地が存在をしているということで、環境対策、あるいは周囲から見て、その存在が何らかの障壁、あるいは安全とか災害対策とかいうものに効果を発揮している面もございますから、その辺のことを踏まえてどう活用するか、まさに有効利用の内容になるんじゃないかと思えますから、そういう点にも配慮しながら量的な確認と質的な確認、両方やっていかなきゃならないと思います。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

承知いたしました。そういうふうなことでございますので、短兵急にはできないにしても、市が管理する土地として現在遊んでいる、あるいはもう完全に眠った、塩漬け状態になっておるとするのは市内の隅々の小さな半間道路までなんていう話にはならんにしても、一定規模のそういう公共用地、従来のそういうものについては台帳、だれが、どの所課が聞いても、例えば、まちなみ建設課に行けば、あらかたその件については整備をされているというような状態が数年かかってでも整備をされればというふうに思います。ただいまの市長の御答弁はそういう趣旨も私は受けとめましたので、ぜひとも今後対応をお願いして終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

どの時点で質問したらいいのか、ちょっと迷ったんですが、市道の認定、変更、廃止ということなんでですね。今回市道に認定されることで財産といいますかね、前回も聞きましたが、市の財産がふえるわけですが、その際、管理が違うということで普通交付税等の措置が当然されると思いますが、今回の分については、どれくらいの普通交付税の増ということで考えることができますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

今回の道路の新設、改良、廃止によつての交付税の額の影響はという御質問と思います。

交付税の措置の額で申し上げますと、試算で今回1,700千円の増と減によるものが400千円ということで試算ができております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

僕は余り金の計算はしたくないんですが、費用対効果その他含めて、たったそれだけかいという気がします、維持管理がもっとかかるんじゃないかというような感じがするんですが、これはあくまでもそういうものじゃなくて、いわゆる市民の利便性を図るという意味での今回の措置だろうというふうに思っております。一つ、そしてこれは前の議案であったかもしれませんが、ふるさと農道の話がありましたですね。私が理解しているのは、前回の広域農道の問題があって、広域農道は市道の管理になるということでした。僕の頭に入っているのは、広域農道をつくってバイパスに出ると。バイパスを通過して、そこから嬉野ルートの中でふるさと農道をつくって嬉野の高速のほうに面していくというような構想があったんじゃないかなと思うんですよ、佐賀県の中山間地の整備事業の中でね。そういう意味で僕はとらえていましたので、先ほど課長の説明だと、ふるさと農道が農林水産省の管轄が真っすぐですね、真っすぐ市道に今回認定されると。変更になるのかな、そうしたことでしたが、ちょっともう一回確認をさせてください。そういう考え方でいいんですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

ふるさと農道につきましては現在、農林水産省から農道として市に移管をされております。それを今回市道の認定をお願いするという形になります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そういうことであれば、今回の広域農道の大きな問題も多分そういうふうな形で手続がなされていくようになるんでしょうかね。農道で管理をしていただいております、それが市道になると、今回そういうふうにしたということですね。一応廃止の部分もありますので、それはそれとして、市民の交通の利便性を図れば、それはそれで一つの政策としてはよろしいのではないかなというふうに思います。

今後、市道認定については、僕の考え方としては、207のバイパスの内側は全部市道の管

理になるのではないかな。すべてがですよ、県道にしても国道にしても全部バイパスまでの接続はそれぞれが管理するけれども、バイパスの内側の市内に網羅されている道路は、管理者が徐々に変わってくるんじゃないかな。例えば、具体的に行くとも207号線がそういう状況になっているところもある。まだ移管はされていないけれどもということなんですね。そのためには、きれいにしてくださいよと、舗装もきれいにしてくださいよと、側溝もきれいにしてくださいよと、そしてから移管をお願いしますよということで、多分今ちょうちょうはっしのお話をそれぞれ官庁同士されていると思いますが、そのようなことに将来はなるだろうと思っております。

そういう意味では、今後の市道に移管されるのも含めて、やはり役所同士ですね、けんかはしないでよかばってん、ちょうちょうはっしの政策論争をしていただいて、費用対効果も含めてそういう市道の変更ですかね、あるいは移管ですかね、そういう作業については十分な配慮をして頑張っていたきたい。とにかく少しきれいにしてから、市道のほうに下さいよということで、鹿島市にそういう力があれば、県にも国にも言えるのではないかなというふうに思っておりますので、諸般の事情を含めて頑張っていたきたいというふうに希望を申し上げて質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第69号 市道の路線廃止については、これを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 市道の路線廃止については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開します。

午前11時6分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第72号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4．議案第72号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、御説明申し上げます。

議案書の23ページをごらんください。

23ページのほうに鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定についてということをお願いをするものでございます。

この高齢者福祉施設一本柿荘は、介護前の方の生きがいデイサービスといった形で外出機会の確保、閉じこもり防止のため、介護認定以外の方のデイサービスを行っているものでございます。

健康管理や軽度のレクリエーション等を行いまして、いわゆる閉じこもりの防止、また、食事に関しましても、こちらのほうで昼食、そして入浴といったようなサービスを提供している施設でございます。

また、この施設につきましては、非常に評判がよくて、年間延べ3,000人ぐらいの方が御利用されているといったようなことでございます。

提案理由でございますが、現在、鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘は、鹿島市大字高津原1193番地の特定非営利活動法人、余暇センターきたじまが23年3月31日まで指定管理者として指定をいたしておりますが、この期限が切れますので、引き続きまして、平成23年4月1日から平成28年の3月31日までの5年間、指定管理者として指定をいたしたいというふうに提案するものでございます。

これは地方自治法第244条の2、第6項の規定により、この議案を提出するものでございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第72号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第72号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5、議案第73号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、御説明申し上げます。

議案書の24ページをごらんください。

議案第73号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現在、鹿島休日子どもクリニックは、鹿島市大字高津原813番地の社団法人鹿島藤津地区医師会を平成23年3月31日まで指定管理者として指定をいたしておりますが、引き続きまして、2年間でございますが、平成23年の4月1日から平成25年の3月31日まで2カ年間、指定管理者として指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりましてお願いをいたすものでございます。

この休日子どもクリニックにつきましては、県内外より、現在小児科に特化いたしておりますが、21年度実績で2,108名の方が休日、それから正月とかの祭日等に訪れていただいております。ということで、指定管理者としてお願いするものでございます。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

指定管理者はあとの74号、75号、76号、77号までずっとつながっておりますが、共通してお尋ねをする場所はもう一番最後でもよかったんですが、ここでのお尋ねをしたいと思っております。

が、過去5年間の指定管理の実績、特に心配されていた指定管理へ委託をする委託金額がそれで適当であったのかどうか。あるいは不足ぎみなのか、あるいは予想外に剰余金を出されておるのかですね、企業努力というか、団体努力によって。そういうふうな懸念材料について、やはり市民の皆さんにわかるように説明をそれぞれしていただきたいと思うんです。決算状況はこうなっておりますと。ついては、こういうことで指定を今回議案として出しているけれども、同額で次もこの可決を経て、契約をする予定であるとか、場合によってはこの施設についてはこの程度引き上げて指定をする、あるいは逆に引き下げて指定をするとか、最初の5年間の経験のあるところばかりですので、行政の見方ですね、要するに予算上の設計どおりにいったんだろうと思うんです。これはさきの決算委員会で報告があっておりましたので。市民の皆さんにそれがわかるように説明をですね、それぞれのやはり担当課長は冒頭にすべきだと思いますよ。そして、委託の額についても基本的に従前の形でいくのか、あるいは若干見直しの予定があるのか、そこら辺をやはり言わないと、我々としても審議がやりにくいですね。引き続きだからというだけでは。どうぞ。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

先般の決算審査特別委員会の折、いろんな各議員のほうから指摘がありまして、私のほうが庁内を取りまとめて、そして報告をするということで庁内で意思統一を図りましたので、この場をおかりして、その意思統一を図ったことについて御報告したいと思います。

その後、各所管の課長から実績報告、そして、決算報告等の説明をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

まず、繰越額が不透明であるというようなことで、その繰越額についてはどうなっているかというような御質問が決算委員会のときにありました。施設によっては単年度ごとに精算をしている施設もありましたし、今、谷口議員が言われましたように、5年をめぐとした指定管理を行っている関係で、5年後にその委託料について見直しをしている施設が多かったわけですけど、今回意志統一を行いましたのは、指定管理の期間は鹿島市についてはおおむね5年、今議案提案をいたしておりますこともクリニックにつきましては、2年という期間を設けております。このことにつきましては、医師会のほうから5年でなくて2年でしてほしいというような要請がっておりますので、2年でお願いしているところでございます。

先ほど言いましたように、単年度の精算は行わないということです。繰越額については積み立ての累積を行いまして、5年後の指定管理者の契約ですか、案件の提出のときに協議の上、その繰越額を参考にしながら、委託料を積算するというで意思統一を行いました。必要に応じましては、資金不足の場合は多年度で補正をいたしますし、資金不足の場合はその累積額が黒字の場合は取り崩しも可能といたすものでございます。

次に、繰越額の審査でございます。

繰越額については、委託料の積算に当たりましては当然行うべきでありまして、指定管理者が企業努力による黒字であるのか、または予算積算において予定をしていた事業の中止、これは修繕工事を予定して委託料を出していたが、修繕工事中止などによりまして、その委託料が浮いてきたというようなことなどの審査を行いまして、その結果等を判断しながら指定管理者とその担当部署が協議をしながら委託料の積算をしていくということに決定をいたしております。

5年後にこの企業努力によります黒字、収益の配分につきましては、どの程度を指定管理者にお渡しできるのか、また、委託料から減額することができるのか、それはそれぞれの担当部署のほうで話し合いにより決定をしたいというふうに思っているところでございます。

事業報告でございます。

指定管理者からの事業報告の中で、この前、決算審査特別委員会でもありましたように、収支の状況がこの様式ではわからないというような、余りにも簡易な決算報告となっておりますので、審査ができないというような御指摘もありました。そのことにつきましては、様式の見直しを行いまして、来年度の、22年度の決算報告から最新5年間の推移を公表した、推移をあらわした収支決算報告書を提出するようにいたします。そして、収入については一本としておりました。収入については利用料金とか、市からの委託料などが含まれますけど、これまでは収入一本で上げておりましたけど、それを利用料金などとか、市からの委託料ということに分けるようにいたしましたし、支出については項目も細分化いたしまして、人件費とか電気料、水道料などの需用費、電話料、郵便料などの役務費、そして、清掃などの委託料などとわかりやすい形で決算報告書を提出するようにいたしております。

そして、過年度分の累積の繰越額につきましても、皆さんにわかるようにつけ加えるように見直しを行ったところでございます。そして、指定管理者制度の導入の成果につきましては、各部署で分析を行って、毎年検証するようというところで指示をいたしておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番 谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

あとの各議案、各号の担当課長の説明は、この場で私は発言席に座ってはもう聞きませんので、総括的な今の御答弁がありましたので、これで自席に戻りますが、一応11月の決算委員会で各委員から要望、指摘等があった問題等について、執行部として誠意を持って対応をする方針を今述べられましたので、そういうことで今後の運営をよろしくお願いいたしたいと思っておりますが、やはり本来はね、こういう公的な住民サービスというのは、安易に民間に委託をすべきものではないんじゃないかと。これは当議会に限らず、県内の各議会でもそうい

う議論があつて、佐賀市あたりでは指定管理者から一部の事務事業については直営に戻された経緯もあるんですね。そういうふうなことではございますが、当市の場合は受託をいただいた各団体、機関が本当に1年がかりで、そして、この5年間、執行部の意を体して住民のサービスに努めてこられたそのたまものだろうと思います。そういった点で、今後とも、採択をされるということになれば、今、副市長が答弁をされたような、行政としてもちゃんと説明がつく、それから、団体との関係も金銭面含めて、円滑に事が進んでいくように、ぜひとも御要望申し上げて、あと各議案ごとに私も自席に戻って審査に入りますので、よろしくお願いをしたいと思います。終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

簡単ですので自席でよかったんですけども、ひとつ議長にお願いしたいんです。というのは、指定管理者制度の指定についての審議が今あつているんですけども、これは所掌の文教委員会のほうではぴしっとした資料があつて、そして、どうしたらいいですかということと今審議をされているんですけど、我々は内容がわからなくて、例えば、収支状況、それから過去の事業報告とかいろいろ文教のほうでは渡されているんですけども、ないので、これでわかりました、賛成ですか、反対ですかというよりも、とにかくその以前の審議をしなきゃいけないので、よかったらこの資料をいただいたら私たちがこれを見ながらされるんですけど、そういうことでお願いしたいんですけど、いかがでしょうかね。資料を。

○議長（橋爪 敏君）

執行部にでしよう。

○9番（水頭喜弘君）続

そいけんが、執行部にお願いしたいということで議長にお願いをして、いいですかということを行っています。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの水頭議員の要望について、何か答弁をお願いしたいと思います。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今、水頭議員のほうから要望がありました。ちょっと私どももその資料については見ておりませんので、時間を、休憩をいただきまして、そして、そのような対処をしたいと思います。皆さんに資料をお渡ししたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時34分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

午前中の9番議員水頭喜弘君の資料要求に対し、執行部より議案第72号から議案第77号までの6議案の追加説明資料が提出されました。お手元に配付しておりますので、御了承願います。

なお、執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許します。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

一言おわびを申し上げます。

議案第72号から議案第77号までの議案審査に当たり、説明資料が不足をいたしておりました。準備のため貴重な時間を中断させてしまい、市民の皆様、議員各位に大変御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

今後は細心の注意を払ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

議案第73号に対する質疑を続けます。質疑ありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま73号ということでしたが、私は今出されております指定管理全体の件で意見と申しますか、質問をしたいと思います。

私は、御存じのように最初から指定管理制度については受け入れることができないということで反対の態度をとり続けております。今もそのような立場は変わりません。ただ、私は今回の議案書を見て、また出されている参考資料などもあるわけですが、この件については今、水頭議員の要求によって出されましたが、これは過去のことですが、私は指定管理制度を今度新たに、今まで継続してこれからやられるのはわかりますが、そうであっても、新たに始まっていく指定管理者それぞれにどれだけの委託料その他必要な経費をつぎ込むかということが全く出されていない。今までと同じですと済むのか。例えば、そうであったにしても、そのちゃんとした資料を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

ちょっとただいまの御質問、私、理解ができなかったんですけど、今後新たに指定管理者

を導入する施設についての御質問でございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

一応期限が切れるわけでしょう、今までお願いした分がね。それで、同じ人たちも再出発でしょう、年度変わってね。ということですから、新たにと受けとめられませんかね。どちらでもいいです。継続で変わっていくわけで、じゃ、今までと同じ形ですよというふうに理解せろというのかね、例えばそうであっても、それなりのものは出すべきじゃないかと私は思うんですよ。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えします。

このことにつきましては、5年前に指定管理者制度を導入する際に当たりまして、予算がわからないと、どういう金額で指定管理を委託するのかがわからないという質問がありました。そのときの答弁といたしましては、予算につきましては新年度予算の中で議論をしていただくということで説明をいたしておりまして、今回につきましても3月議会の中の新年度予算の中で委託料については御説明をいたす予定にいたしておりまして、今の段階におきまして、21年度の予算、22年度の予算を参考とした中での委託料ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

例えばね、そうであるなら、今説明されたようなことを、どうしても財政的なものはつながっていくわけでしょう。それがね、私は大事だと思うんですよ。最近、議会に提出される資料その他、説明について、非常に何というですか、雑ですよ。私そう思います。そうじゃないですか。私たち議会がそんなに甘く見られているかと、ことごとく感じることはありませんね。決算審議だってそうでしたよね。

だから、これなんかね、例えばそれが新年度予算でしか出せないというのなら、そういうことで前年度までのを参考にしながらそういう形をお願いをするようにしていますとか、そういう説明をしないと、バックにはどうしても財政的なものがつながってくるですよ。特に指定管理制度というのはそういう問題が大きな問題になっているわけでしょう。だから、それは私はすべきだと思うんですよ。例えば、今資料が出ましたから過去のことはわかりますが、例えば出たにしても、これだけのことがありましたから、これからお願いするのはこれ

くらいになるんだと思いますとか、それくらいの説明だけでもすべきだったと思いますがね、
どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回、水頭議員の御指摘によりまして資料を皆様方に配付することができました。この資料を当初から皆さん方に配付をいたしておればよかったと思うわけですけど、今の御指摘につきましては、私ども執行部は反省材料とさせていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひこれから、これだけの問題じゃありません。いろんな議案の提出その他においても、私たちもそれは前もって皆さんのところに来て、どがんなとつかと聞くのが本当かもわかりません。しかし、なかなか全般にわたってそこまで手が回らない部分もありますし、よりよく私たちがわかって審議するためには、十分な参考資料というのをつけていただくことが十分な審議をする力になると思いますので、今後はすべてにおいてぜひお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第73号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第74号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6. 議案第74号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定についての

審議に入ります。

当局の説明を求めます。有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

議案第74号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の25ページと追加の議案説明資料の6ページ、7ページで説明させていただきます。

現在お願いしております指定管理者の指定の期間が平成23年3月31日をもって満了となりますので、その後の鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者を指定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の6ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、鹿島市勤労者福祉センターでございます。

施設の目的は、勤労者の福祉の向上を図るものでございます。

管理の主な業務の範囲は4つございまして、施設利用の許可に関する業務、施設利用にかかる料金の徴収業務、施設・設備の維持管理に関する業務、施設の清掃業務でございます。

指定の方法といたしまして、公募によらず単独指名といたしております。理由といたしましては、現に管理している者が引き続き管理を行うことにより、安定したサービスの提供及び事業効果が期待できることによります。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称でございますが、鹿島市大字高津原3354番地、鹿島市勤労者福祉協議会でございます。

次に、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

過去の実績でございますが、鹿島市勤労者福祉協議会につきましては平成18年4月1日から現在まで指定管理者として管理運営をいただいております。勤労者福祉の向上に資する活動などへのサポートは、円滑な施設利用が図られているところでございます。

説明資料追加分の7ページをお開きください。

平成18年度から平成21年度までの利用状況であります。4年間で1万1,104人の利用がっております。

次に、指定管理に係る収支状況でございます。委託料は年間1,480千円をお願いをいたしております。その他の収入を加えて4年間で収入合計が6,140,606円となっております。支出につきましては、人件費、需用費等の支出合計が6,096,260円で、差し引き44,346円のプラスとなっております。このことから判断いたしましても、委託料につきましてはこのままでも今後お願いしたいと思っております。このことから判断いたしましても、委託料につきましてはこのままでも今後お願いしたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第74号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第74号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第75号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第75号 鹿島市干潟展望館の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

議案第75号 鹿島市干潟展望館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の26ページと追加資料の8ページ、9ページで説明させていただきます。

現在お願いしている指定管理者の指定の期間が平成23年3月31日をもって満了となりますので、鹿島市干潟展望館の指定管理者を指定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の8ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、鹿島市干潟展望館でございます。

施設の目的は、有明海の豊かな産物や漁具等の展示、紹介並びに本市観光の発展、振興に寄与するものでございます。

管理上の主な業務の範囲は3つございまして、市内観光の紹介に関すること、施設の運営、施設及び設備の維持管理に関する業務でございます。

指定の方法といたしましては、公募によらず単独指名といたしております。理由といたしましては、2点ございます。1点が、地域自治の振興などの目的のため、地域住民・団体による自主的な管理運営が期待されるもの、もう1つが、現に管理しているものが引き続き管理を行うことにより、安定したサービスの提供及び事業効果が期待できるという2点によっ

ております。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称でございますが、鹿島市大字音成戊1922番地19、七浦地区振興会でございます。

次に、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

過去の実績でございますが、七浦地区振興会につきましては平成18年4月1日から現在まで指定管理者として管理運営を行っていただいております。道の駅のほかの施設と一体となって、市の観光情報や地元の有明海等の詳しい情報などを提供いただいております。さらに、来客者のためにも清掃はもちろん、施設の維持管理に努力していただいているところでございます。

説明資料追加分の9ページをお開きください。

平成18年度から平成21年度までの利用状況であります。4年間で8万4,411人の利用がっております。

次に、指定管理に係る収支でございますが、委託料は年間5,405千円をお願いをいたしております。その他の補助金を入れまして、4年間で収入合計が21,770千円となっております。支出につきましては、人件費及び需用費等の支出が合計で21,708,148円となっており、差し引き61,852円のプラスとなっております。このことから判断いたしましても、委託料につきましては今後もこの金額でお願いしたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。質問の前に先立って、何も私は七浦地区の振興会に対して恨みを持つものではありません。そういう前提のもとに質問をいたしたいと思っております。

この展望館については、私自身大きな思い出があります。あそこの形はムツゴロウの形をしております。皆さん市民の方も御存じない方が多いんですけども、見る方向によってはムツゴロウの形をしております。そのときの設計者はアルセッドだと思っておりますが、それぐらい斬新な、しかも近代的な、非常にすばらしい建物だったと私は記憶をしております。

その当時は、郷土料理をする、あるいはフランス料理とか、いろいろな議論をして、レストランとそういう展望的な資料館みたいな展示館みたいな形で運営していたと思っておりますが、いつごろからいわゆる展示だけの、あるいはこういう博物館的な要素の強い、そういう性格になったかと。いつごろからでございますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

御説明いたします。

昨年、千葉市がリニューアルをいたしております。そのもともとの目的は、経営の合理化といえますか、経営を1点にしようと、今まで施設が分散をしておりました。それを1カ所にまとめようということで、千葉市のリニューアルがまずされております。今まで千葉市、展望館、しおさい工房、レストランということで4カ所に分かれておりましたけれども、まずそれを1つにまとめて新たな千葉市のところでやろうということになっております。それとレストランにつきましては、年々経営が悪化をいたしまして、収支がとれないということがありましたものですから、この際それもとらずにやめるといことになりましてレストランを昨年度でやめられております。今は水族館等で展望館、あるいは博物館等が主流な形となってきております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

その当時のレストラン部門についてはかなり議論をしたことがあります。郷土料理とかフランス料理を、やっぱり前海物を使ってとにかく新鮮なものを提供しようというのがあったと思います。ただ、やっぱり委託を受けた先はなかなか経営的にも苦勞されておったような感じがいたします。最後は、豊敷きをふやしたりというような、要するに気軽に来れるような店づくりもされておったようでございますが、そのように認識しております。

今回そのようなことで、性格が大分変わったと。当初の思惑とはちょっと違ったけれども、少しでも施設利用といえますか、改めて違う形での施設利用をされようとされておるといことについては理解をいたします。

ところで、その当時からもあるんですが、七浦地区振興会の内容です。いわゆる指定を受ける以上は振興会の財務内容、その他についてもある程度概略で結構でございますから、御説明をいただければと思います。と私が言いますのは、株式会社七浦というのが地元の人を中心とした、こう言うのはなんですが、受け皿の団体といえますかね、いわゆる振興会そのものの機能ですから、それを十分に発揮するために、それと表裏一体の組織を株式会社七浦として使われて、いわゆる実質的な営業活動ができるような形にされておるといふふうに思いますが、株式会社七浦と振興会との関係も含めて、現在どのような財務状況であるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

説明させていただきます。

まず、七浦地区振興会と株式会社七浦の関係でございますけれども、株式会社七浦はあくまでも経営指導という形となっております。そういうことで、七浦地区振興会から経営指導料をいただいております。それは全体、各事業の売上げの1%を経営指導料として七浦地区振興会が株式会社七浦に支払われているということでございます。

すべての売上げにつきましては、七浦地区振興会の売上げとなっております。従業員の方につきましても七浦地区振興会の従業員という形をとられているようでございます。

中身につきましてはわかりませんが、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの19期の業務報告といたしまして、全体の売上げ、物産館、レストラン、千菜市、干潟体験、飯田パーキング等々、全体の売上げとして235,000千円程度ということになっているようでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ちょっと私もなかなか理解しにくいところがありますが、いわゆる請け負ったやつをそのままそっくり株式会社七浦に渡しているわけではないということになりますかね。何なのか、採択をしていると、そういう状況ではないということですかね。確認をします。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

株式会社七浦の収入は経営指導料収入のみでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

振興会に指定管理をするということは、やはり地元雇用とか、あるいは、こういう例えば、今、展望館以外にも指定管理を受けておられるわけですよ。要するに営業的な面も含めた形での指定管理を受けておられるということで、今後、振興会そのものもいろんな形の性格を持ってくるものというふうに思っております。そういう意味では、やっぱり財務内容を含めて大きなものになってくるだろうというふうに思っております。

続いては、今、展望館、千菜市その他ありますが、いわゆる市有財産を今使っておられるわけですよ。そういう意味で、例えば、借地の問題なり、免除されているなり、いろんな形があると思いますが、教育財産というのもしらべているんですが、そういう意味で、市と振興会との関係はどのようになっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

今年新しく千菜市を建てられましたけれども、その分につきましては借地料をいただいております。これは教育財産ということで生涯学習課のほうへいただいているところでございます。展望館は市有財産でございますので、借地料はいただいております。ただし、昨年までレストランを経営していただいておりますけれども、レストランを営んでいる段階では賃料をいただいております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

先ほどの使用料の問題で、展望館についてはもらっていないということなんですけど、営業していないからもらわなくなったという意味ですかね。要するに、そういうことで考えなきゃいかんですか。ちょっともう少し財務的な規則を含めて、庁内の説明をちょっとお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

展望館につきましては、市の施設でございます。市が委託をして観光PRとかなんとかをお願いしているところでございます。市の施設の中でレストランを営業されておりましたので、その分については賃料をいただいていたということになります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

借地ということじゃなくて、そのレストラン部門の家賃という意味で取っていたと、そういう説明ですね。はい、わかりました。

今後、207号線沿いの道の駅含めて、やっぱり鹿島にとっては大きな財産だと思うし、地元でもそれなりに一生懸命頑張っておられると。とにかく隣の何とか館に負けないような形で今後も展望館含めて御尽力いただきたいというふうに御希望を申し上げ、終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第75号 鹿島市干潟展望館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第75号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第76号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8、議案第76号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

それでは、議案第76号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定について御説明をいたします。

議案書の27ページと今回の追加資料の10ページ及び11ページをもって御説明をいたします。

鹿島市肥前浜宿継場につきましては、特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会を指定管理者として平成18年4月1日から平成23年3月31日まで指定をいたしておりますが、引き続き指定管理者として選定をし、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5カ年間の管理運営を委託したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を必要といたしますので、この案を提案するものでございます。

それでは、お手元の追加資料の10ページをお開きください。

公の施設の概要でございますが、名称が鹿島市肥前浜宿継場、所在地が鹿島市浜町乙2696番地、施設の目的は肥前浜宿の歴史的な町並みを保存し、地域の振興を図るということを目的としております。

管理の主な業務の範囲でございますが、まず継場の管理運営に関すること、次に、継場のかぎの管理に関すること、3番目といたしまして、継場の内外の清掃に関すること、4番目といたしまして、自主事業の実施、以下7番までの主な業務の範囲となっております。

次に、指定の方法でございますが、単独指定をお願いするものでございます。選定に当たりましては、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び施行規則の規定により公募によらない合理的な理由に該当するものとして、公募を行わず引き続き特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会を単独で選定をいたしました。

その理由につきましては、条例第2条はただし書きにある合理的な理由、規則第3条及び第1号及び第5号に該当するというところでございます。

それで、指定管理の団体ですが、先ほども申しましたが、鹿島市浜町乙2696番地、特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会理事長、熊本義泰さんです。

指定の期間は、23年4月1日から28年3月31日までの5カ年間でございます。

過去の実績ですが、先ほども申しましたが、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5カ年間ということで、肥前浜宿水とまちなみの会に指定管理をお願いしておるところでございます。

続きまして、同じ資料の11ページになりますが、4年間で得られた成果ということでございますが、肥前浜宿町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことにより、大型バスによるツアー等の来訪により見学者がふえております。継場ツアーの見学者は必ず訪れられている場所であり、肥前浜宿の町並みのシンボリックな建物としてふさわしい施設として良好に維持管理が行われているところでございます。

また、増加する見学者に対応するために、水とまちなみの会の会員や地域住民のボランティア等が交代で来訪者への対応を行っているということで、見学者にも好評であるというところでございます。

またさらに、地域活性化のためのさまざまなイベントの開催場所として、また会議の開催場所としても頻繁に活用されており、肥前浜宿の地域活性化の中心的な施設ではないかというふうに思っております。

次に、過去4年間の利用状況でございますが、18年度から記載しておりますが、21年度につきましては、一番右側の合計になりますが、6,938名ということで県内外から訪れられております。

次に、過去4年間の指定管理に係る収支状況でございますが、指定管理の委託料につきましては、18年度から1,337千円ということで委託をしている状況でございます。支出が21年度につきましては1,337千円の委託料に対しまして1,180,190円ということで、156,810円の差し引きということになっております。

23年からまた指定管理をお願いしたいと思うところでございますが、指定管理委託料に対しまして良好な運営が図られているということでありますので、来年度からも同額で指定管理を委託したいというふうに計画しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

これも私も身内でございますので、余り質問をしたくないんですが、確認のために質問をさせていただきます。

先日、酒蔵通りにお客さんが見えましたので、日本語ができないと言いましたので、「Where do you come from?」と言いましたら、ハワイだとおっしゃいましたので、ハワイからも来たのかなど、あるいは留学生かどちらかわかりませんが、そのようなことで酒蔵通りについてもそろそろそういう時期も始まったなというふうに認識しておるところであります。

そこでお話を聞きたいんですが、ちょっと説明がありましたから申しますが、その他教育委員会が必要と認める業務ということなんですが、年間通じてどういうものが今予定されておるのか、今までされたものがあるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

答弁求めます。有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

教育委員会としての行事、この利用のあり方ということでの御質問だと思いますが、今、浜公民館と一緒に、地域の振興も含めた社会教育の振興ということで、いろんな行事をしております。そういった中で、花と酒まつり実行委員会とか、そういうものの中でも参画をしておりますが、そのような会議にですね、会議ということで利用があってございます。そのほかは、いろんな視察が来られるということで、その対応ということで利用しております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

お答えいたします。

今の継場の指定管理業務につきましての業務のことだと思うんですけども、基本的には継場の管理ということで全部で1,337千円の、21年度決算ベースでいいますとその予算ですけども、その継場の、いわゆるあそこが浜宿の核になっておりますので、案内的な、ガイド的な仕事をしてもらう。あとはもうほとんどその管理費、あとの消耗品とか、燃料費とか、そういう部分でございます。教育委員会が必要と認める業務というのは特に具体的には今のところないわけですけども、そういう部分で条項的に入れておきまして、具体的には管理運営ということでございます。その都度対応ということで。基本的にはもう継場の管理運営、中核とする施設の管理運営の指定管理の委託ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

じゃ、基本的にこれは教育財産になりますか、どちらでしたっけね。私ちょっと認識をしていないんだけど。市長部局の管理ですか、あるいは教育委員会が管理するようになるんですか。管理といいますか、それはどちらになりますかね。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

お答えいたします。

これは教育委員会の管理管轄の施設でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

教育委員会の管理だから、最後にそれをつけ加えておいたほうがよからうという程度のものであるということで理解していいですね。何か物すごく大きな業務があるような感じを受けましてね、何か賛成せろというような意味合いの強い条文かなと、条項かなというふうに皮肉を言っておきます。

次に、特定の非営利法人として肥前浜宿水とまちなみの会が指定管理者として受けるということですが、この法人はいろんないきいき館とか八本木というところを市から委託を受けて業務をやられておりますよね。そういう中で、ここの財務内容なんですが、営利法人の実態としての収支——収支というのはおかしいかな、財務内容はどうですかね。というのは、指定管理者としてふさわしいかどうかという判断をしたいと思いますので、財務内容をもしよければお知らせをいただきたい。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

ここに水とまちなみの会の定款の中に、43条ございますが、会計の区分ということでございまして、この法人の会計は特定非営利活動に係る部分とそれ以外の部分は分けて管理をするということでございますので、うちが指定管理をお願いしている部分とその営利活動に関する部分は別に会計を処理されております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

1つの法人で2つの決算書があるというふうに理解するんですかね。大体1法人1決算と

というのが本当じゃないですか。そのうちの内訳として会員に説明する場合にはそれぞれ説明するというのが本当じゃないんですか。今回指定管理者にするというので、非営利部門だけだからということと言われると、いかがなものかなと。やはり法人全体としての一つの健全たる経営がなされているということがないと、確信ができないと、なかなか判断できないんじゃないですか。説明しなきゃ。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

特定非営利活動法人の決算につきましては一緒にしてありますが、実績報告の段階では分けて報告をしていただいております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今ね、重要なことなんですよ、これ。なぜかという、生涯学習課、あと商工ね、両方にまたがっているわけ、この非営利法人の仕事が。連絡取り合わないんですか、連絡を。横の連絡を。とらないためにこういう別々の、自分の言い分はわかりますよ、自分の言い分は。でも、こっちの質問はそうじゃないんだから。非営利法人全体としてどうなのと聞いているわけだから。それを非営利と非営利に分けて、それはあなたの——あなたのというか、生涯学習課長の仕事であって、こちらの質問には一切答えていない。課長どうですか、商工観光課長、答えることできる。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

緊急雇用対策の重点分野、あるいはふるさと雇用につきましては、受け入れは商工観光課で受け入れをしていますけれども、委託といたしましては、まちなみ建設課が委託をしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

議員御指摘の水とまちなみの会の決算について、資料を今取り寄せておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。ここで10分程度休憩します。2時から再開します。

午後 1 時48分 休憩

午後 1 時59分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

中西議員の質疑に対する執行部の答弁を求めます。北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

失礼しました。中西議員の御質問にお答えしたいと思います。

これは手元に21年度の総会資料ということで決算がありますので、それを参考にいたしまして申し上げたいと思います。

収入の総額が14,579,178円、支出の合計が14,418,699円で、160,479円の黒字決算ということになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

決算のときのことを言われましたのでね、私も実はそのときに質問しています。水とまちなみの会の、そのときはいきいき館の決算のことで質問をしております。資料提出もありましたが、深く言わないよというようなことで、それで実は終わっています。確かに、21年度分についてのそういう決算報告ですね。本当は私はその先が聞きたかった、決算のときは。聞きたかった分だけ言うておくね。1つは、いきいき館が、例えば、空き家制度からもらっている、そっくりそのままいきいき館という法人か知らん、何か知らんけれども、そこにやってある。雇用対策もそこに真っすぐやってある。全部やって、それはそのままそっくりやっているんですよ。そこでどういうふうに使ったかということについては出ていない。その奥までは我々はわからない。会員の中にもそういう報告がないから、そこなんです。だから、このNPOとしては黒字。でも、実際やっているNPOで経営しているいきいき館とかそれがどうなのかということについてはまたわからない、数字的には私たちは公表を受けていないからわからない。だから、ちょっとその心配をしている。

それはそれとして、とりあえず法人としては黒字ですよ。大丈夫ですよ。指定管理者として十分組織も権限も、あるいはそういう業務内容も確かなものであるということと理解してよろしいですか。改めて部長、済みません、確かなものだということをお願いできないと、160千円の黒字でしたというだけでは、おい、そいぎ3年後ね、雇用もなくなる、何もなくなる、今、鹿島市で委託をしている、営利法人に。委託をしている業務がなくなったらどうするのということなんです。その間が指定管理期間だから、あえて僕は、本当は言いたくないことなんですけど、あえて確認の意味で言っている。大丈夫なら大丈夫と言って

ください、部長。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

現在の肥前浜宿水とまちなみの会の方々の活動等々を見ておきますと、この指定管理者等々についても十分に業務として成果を上げていただくというふうなことを我々は確信をいたしておるところであります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そういう確信のもとに今回指定管理者として選ばれたと、公募もなしというようなことでやられるということですから、それだけのものが必要になろうというふうに思います。

そういう状況であるにもかかわらず、この中でいくと、年度別にいくと多少差し引きが、収入と支出の差がマイナスということになっていますね。こういうときはどのような措置をするんですか。これは生涯学習課長。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

追加資料の11ページの過去4年間の収支の中で、マイナスが出ている年次もあるということで、その取り扱いはどういう御質問かと思えます。この内容につきましては、平成19年に水とまちなみの会ということで事務局を置いて継場の仕事もやっていただいたということで、指定管理者の実績報告の中で、その人件費が1人の方が両方の仕事をやっていたということで、なかなか分けづらいということで報告がっております。このマイナスの部分については、私どもが補てんはしておらず、水とまちなみの会の分のほうから支払いがされたということとなっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

確かに、法人だから法人としての事業が上がる、マイナス、あり得る、それはそう思います。しかし、これだけの数字を先ほど生涯学習課長の範囲内の仕事で見れば、赤字を赤字のまま法人の別の事業からの利益、あるいは市からの委託、そういうものから補てんするということを今説明されたわけですよ。だから、それはちょっと私としては、今、松尾征子議員が指摘されたように、次年度の予算、あるいは決算委員会で馬場議員が質問された指定管

理者の年間の繰り越しの分、どのような取り扱いをしているのかと、先ほど副市長から説明があったから今回十分なある程度の理解ができているけれども、こういう取り扱いについて、だからはっきりしたものはないということなんです。補てんせんでよかとか。どがんなりますか。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

先ほど申しましたとおり、職員の業務ということで1人の方が継場の仕事も水とまちなみの会の仕事も両方していただいたということで、これをどこまでが継場の仕事で、どこまでが水とまちなみの会の仕事ということで区分ができなかったということで、私たちはこの補てんについてはやらず、それ相応分を水とまちなみの会のほうで支払っていただいております。数字上こちらのほうがマイナスということになっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

普通ね、先ほどから問題になっているように、指定管理をする場合にはある程度の予算が要るでしょう。予算の内訳はどれがどうと、人件費が何人分の幾らというようなことをして、そして指定管理に出すんでしょう。それを水とまちなみの会の仕事もして、管理者の仕事もしているとかね、そんなこと言っているもんだから私はわからないと言っているわけ。そんなに金の使い方というのはできないでしょう。やはり指定管理をして出す以上は、受けるほうも出すほうもお互いに確認し合ってやるんじゃない。それは日常業務については分けられんさ。分けられんけれども、この人は指定管理のほうの仕事、この人はNPOの法人の仕事だけする人と、これはごちゃ混ぜになってもよかさ。そういうことを分けぐらいはできて予算計上していくんじゃないですか。このときはどうだったんですか、その出し方をしたときに。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

指定管理の委託料を算出する場合には、基本的に1,337千円ということでお願いをしているわけですが、その算出根拠、中身につきましては、人件費が1,100千円、消耗品が12千円、燃料費が30千円、光熱水費が120千円、通信運搬費が55千円、手数料が20千円ということで、合計の1,337千円ということでお願いをしております、その中の人件費が1,100千円ということでございます。そういう予算立ての中での事務をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

何かいまいち、ちょっとよくわからないけれども、そしたら、この法人は赤字受注をしたと、赤字受注の委託を受けたと、あるいは指定管理を受けたと——委託じゃないですね、指定管理を受けたということですかね。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

指定管理の委託に関して結果的に赤字受注を受けたのではないかとということですが、私どもは基本的に先ほど申し上げました予算の範囲の中での指定委託ということですので、そのようには結果としては受けとめておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

お答えをいたします。

指定管理の基本協定書がございますが、その中で第5条に会計区分ということで管理業務に係る会計区分は毎年4月1日、翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならないと、これもすべて明記されています。そういうことで、例えば、継場の指定管理でございますが、19年度と20年度が赤字になっているかと思えます。これにつきましては、先ほど有森課長が言いましたように、継場のあそこの1の方が管理をいただいておりますけれども、その方が継場のいろんな紹介、施設の案内とか、それ以外にNPOの仕事、水とまちなみの会の仕事もされたということで、単年度で区分経理をしなければならないとなっておりますので、当時20年度でいいますと、事業実績を持ってこられたときに、これは分けることができませんかと担当者が言っています。そこでどうしても分けられないということで、それを事業実績で出されたということで、そういうふうな行政係も含めまして、チェックはいたしております。それで、21年度からその方がまた別のところに行かれたわけですが、これで18年度と変わらないような数字になっているかと思えますが、ボランティアの方が交代で管理をいただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

これは、ここでちょっと細かなことまでチェックはできないけど、いわゆる出したほうと報告をしたほうの何か認識の違い、あるいは報告の仕方の違い、赤字ではないと。指定管理を受けた分については十分予算の範囲でおさまっていますよと。ただ、ここの数字は赤字ではないということだから、どのように考えていいのかな。要するに営利法人のサービス、そのように考えるの。何か非常にわかりにくい。まあね、そのサービスをしながら営利法人の仕事もしていれば、別に構わないわけだからいいんでしょうけれども、ただこういうふうに数字で上がってくると、これはどっちなのと、赤字なの、サービスなの、あるいはこれで営利法人のほうも十分認識したのと、これで承知したのということになりますよね。だから、先ほどの次長の話だと、協議をして承知をしたと、承知をしているということでしょうから、何かありますか。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

お答えします。

そのときに言われたときもそういうふうな指導はしたわけですがけれども、なかなか1人の人間が業務をやったと、例えば、46とか56とか55とか、分けることもできなかったということで、18年、21年度ベースを見てもらえば、その人件費を引けば十分に我々の委託料の中で見立てるというふうに認識をしています。それで、今後はそういうふうな、先ほど言いました基本協定書がありますので、きちんと会計区分をして出すように指導といいたいでしょうか、話し合いをしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

それでは、まとめたいと思いますが、指定管理についてはさまざまな意見もありますし、受ける側も出す側も十分な協議がなされているとは私は今理解をしませんでした。松尾征子議員からも御指摘があったように、やはり予算との問題は、この指定管理については特に重要なことになろうかと思えます。やはり見積もり合わせというのはおかしいけれども、それを両者十分協議をする中で、単に役所の、行政側の合理的な理由だけでこれを推進していくのではなくて、いわゆる市長が今度協働のまちづくりという、そういうことをおっしゃっております。やはり指定管理するということは受け手側も市民にあるということがありますので、あるいは市民のいろんな形のグループだと思えますので、やはりこれを育て上げるのも役所の仕事だろうというふうに思うわけですね。単に合理化だけじゃないだろうと。それ以

上に市民の持っているものをもっと発揮させるような、そのような仕掛けでもあるかもしれないと私は思っておるわけです。

ついでには、予算、あるいは決算、やっぱり決算の処理の仕方は今副市長がいみじくも言われましたが、それを掛け声だけではなくて、それが実のあるものに僕はしていただきたいというふうに思っております。指定管理者の制度を全面的に賛成するわけじゃないんだけど、そういうふうな市民の持っているものを行政が引き出す、そして市民の自助、公助、共助、特に共助というものでこの地域社会が成り立つものであろうと私は思いますので、引き続きそれについてはチェックをお願いしておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

決算審査特別委員会のときからこの指定管理につきましては議員の皆さん方からいろいろな御指導をいただきました。先ほど庁内の打ち合わせをした折に、その内容を報告いたしたところですけど、この会計報告につきましても、私どももちょっと理解しがたい会計が混同していた、そういう団体もありますので、これについては指定管理者制度に基づく会計報告が独立した形で会計報告を皆さん方にいたすということで、庁内の意思統一をいたしておりますので、私のほうから報告させていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第76号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第76号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第77号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9．議案第77号 蟻尾山公園の指定管理者の指定についての審議に入ります。
当局の説明を求めます。有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

それでは、議案第77号 蟻尾山公園の指定管理者の指定について御説明をいたします。

議案書につきましては28ページになります。それと追加資料につきましては、12ページから15ページになります。これを使いまして御説明をいたします。

蟻尾山公園につきましては、財団法人鹿島市体育協会が指定管理者として平成18年4月1日から平成23年3月31日まで指定をいたしておりますが、引き続き指定管理者として選定をし、平成23年4月1日から28年3月31日までの5カ年間、管理運営を委託したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要といたしますので、御提案をするものでございます。

それでは、議案説明資料追加分の12ページをお願いいたします。

公の施設の概要でございますが、名称が蟻尾山公園でございます。所在地が鹿島市大字高津原字杉本ほかということで、施設の目的が市民の健康づくり、体力づくりを推進し、心身の健全な育成に寄与するための公園設備を設置するという目的でございます。

次に、管理の主な業務の範囲でございますが、公園施設の使用許可に関する業務、公園施設の維持管理に関する業務、使用料の徴収に関する業務、公園施設の設置目的を達成するために必要な業務、以下8番までの業務となっております。指定の方法でございますが、単独指定をお願いするものでございます。これは条例第2条ただし書きにある合理的な理由ということで規則第3条第2号及び第4号に基づきましてお願いするものでございます。

選定に当たりましては、鹿島市の公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例ということで御説明いたしましたが、特に第3条第2号につきましては、特に専門的または高度な技術を有する施設で団体が客観的に特定される時及び同条第4条、当該公の施設の設置目的を実現し、または市の計画を実施するために特定の団体に公の施設を管理運営させる必要があるときでございます。

次に、指定管理の候補となる団体ですが、鹿島市大字納富分5900番地、財団法人鹿島市体育協会でございます。

指定の期間は、平成23年4月1日から28年3月31日までの5カ年間でございます。過去の実績といたしましては、同体育協会が18年4月1日から23年3月31日までの5カ年間となっております。

次に、13ページをお願いします。

4年間で得られた成果でございますが、蟻尾山公園は市民の健康づくり、体力づくりを推進し、心身の健全な育成に寄与する目的の施設であるが、そのことは財団法人鹿島市体育協会も同じ目的を持った団体であり、住民や各種団体等の利用者の要望により利用開放時間の

ニーズにもこたえてまいりました。また、利用者数も年度によっては異なりますが、ほぼ安定しております。そのため、施設を利用しやすいように整備を早目に行っているところがございます。そのことは業務委託している業者依頼分の内容軽減になり入札減につながるというような効果もあってございます。最後に、財政負担の軽減については指定管理する前までの職員、正職員、あるいは嘱託職員の減ができている状況でございます。

次、14ページをお願いします。

過去4年間の利用状況でございますが、ここに書いてございますとおり、陸上競技場につきましては利用者数が累計で10万3,184人、あるいはサブグラウンドにおきましては7万2,633人、市民球場においては4万6,566人ということで、合計で22万2,383人の御利用をいただいているところがございます。

次に、過去4年間の指定管理に係る収支状況でございますが、収入がこれは4年間の合計でございますが、209,532,340円でございます。支出が207,346,345円ということで差し引きの、済みません、合計が出ておりません。申しわけございません。21年度につきましては、累計で2,185,995円の黒字となっております。したがって、過去4年間を見ましても、良好な運営状況だと判断いたしまして、来年度からも引き続き市委託料50,152千円をお願いをしたいというふうに計画をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

最後の指定管理者指定に関する議案になりますので、以上を踏まえてちょっとお尋ねをいたしたいと思うんですが、これは副市長か財政当局になるのかわかりませんが、一括して答弁をいただければいいと思いますが、競争原理の確保という観点で何らかの対応をとられてきた経緯があるかどうか、そのほかにも恐らく20団体ぐらいの指定をいたしておりますので、今回を含めてですね。そのすべてが単独指定で来ておると思います。複数の指定は今までなかったと思うんですが、他市等の事例等を見て、私ももう少し勉強せにやいかんとは思いますが、複数指定をされたようなケースもあるのかと思います。ただ、当市の場合は単独指定でずっと来ておるような気がしますので、そういった点ではずっといろいろ審議をさせていただきましたけど、1つ抜けておるのが競争原理をどういった点で確保するのかという点がいま一つ明快なところが、5年間を経て、一つの決算をしたい点でもありますので、そこら辺についてのお考えとございますか、対応について経過があればお尋ねをいたしたいということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

この指定管理者制度につきましては原則公募というのが原則ということになっております。しかし、今回私どもが提案をいたしました議案につきましては、地域に深いかかわりがある団体等については公募によらないことができるという規定がありまして、今回はその規定を準用させていただきまして、公募をしなかったということになります。今後、競争相手というか、私も手を挙げたいとか、私もということがありましたら、公募という形も今後ほかの施設についてはあるものという認識を持っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今日まで当市の各種施設に指定管理をして指定をされた団体、企業等については、自然なおさまりどころだろうというふうに思っております。もちろん、その施設の特异性とか、地域への密着性の問題とか、行政サービスの観点からとか、そういう金銭面では判断できない大きな要素が公益的観点からございますので、それはそれとして何ら否定的な意見は持ってはいないんですけど、やはりこれがずっと長年になってきますと、一定の見通しが立ってくれば、軌道に乗るということになれば、ここで業績というのもやっぱり出てくると思います、次の段階としてはですね。公益性を確保して運営をしつつも、ここに利益をいかに生み出すかという企業原理が必ずこれは出てくるものだろうと思います。

そういった点で、今言われました原則公募ということですけど、これを指名といいますか、指定をする折に、もう単独ということで初めから行政内部で枠を決められれば手が挙がっても入る余地はないわけですし、普通の一般の土木建築の公共工事のように常日ごろから指名願を出しておくというような性質のものではないかもわかりませんが、今言われるように、願ひ出る機会、チャンス、窓口が公開されているとすれば、そういう門戸だけはやはりどこから見てもわかるように開いておくべきだと、このように考えておるわけですし、そういった点については、もしそういうふうな手続があるのであれば、通年的にあけておけるのか、あるいは一定の期間、更新時期にあけるということになるのか、それを公告という形でされるのか、ホームページ等で公開をされるのか、そういうチャンスだけは市民平等、市民の各企業団体に平等に開いておくということはやはり将来にわたって大切なことだというふうに思います。そのことがまた市の公益、利益にもつながる、市民の利益にも通じてくるということも考えていかなければならない時期が必ず来ると思いますので、そういった点での御認識をお尋ねいたしておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回の指定管理者の団体の選任につきましては、時期的なこともありましたので、ちょっと公募という形はとらなかったんですけど、来年、再来年、今現在鹿島市で17の施設の指定管理を行っております。今回は6施設の指定管理者の議案を提出させていただきました。時期的になりますと、これが公募ということになりますと、9月ぐらいからもう準備、公募という形は公告、各地区公民館、市の庁舎に公告の施設がありますけど、そこで公募するのか、また、ホームページに掲載するのかということも含めまして、もし公募という方針を打ち出しましたら、事務的な作業を早目に進めなければ、この12月議会には間に合わないということになりますので、そっちの方向も来年度以降につきましては視野に入れた選定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ただいまの線によろしいかと思いますが、要は受託をしていただく団体なり企業が、法人でもいいということになっておるわけで、事実上法的にはそういうふうになっているけど、門戸は全然開いていないということではやはり開かれていないということになるわけでございまして、少しそういった点では研究をされて、それにかなう団体、あるいはそうした受託希望者であれば、やはり入れる要素だけは確保して、あるいはまたその要件が満たされていないようであれば、例えば、その法人等がその要件を満たすためにまた1年2年かけて体質を整えていくということもできるんですね。そういったことから、やはり競争原理だけは常々働いておるという関係は、やはり委託する側と受託する側というのは常々なければならない緊張関係だろうと思っておりますので、そこはひとつ何らかの形で確保いただくように、ただいまの線で結構だと思っておりますので、検討、研究をやっていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

ここで尋ねていいのかわかりませんが、お尋ねをいたします。

予算書の中で、この蟻尾山公園の指定管理は予算書の教育費、体育施設管理費の中で、委託料というところに入っているんじゃないかと思う。62,670千円の予算が上がっております。この委託料、多分22年度も同じですと50,152千円が委託料だと思いますから、この委託料として62,670千円上がっておりますけれども、管理委託料ほかとなっております。22,518千円が別枠であるわけですがけれども、もちろん市直接経費というのがほかにあるかと思っておりますので、その12,000千円がどういう形で今進捗しているか、どういうところを対応されているのかをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後 2 時38分 休憩

午後 2 時43分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

3 番議員の質疑に対する執行部の答弁を求めます。有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

それでは、松本議員の委託料以外の予算についてはということでございます。その中身につきましては、フィールドの芝管理、あるいは周辺の除草とか、屋外公衆便所の清掃委託、内容的にはそういう内容になります。トータルで委託料が約10,000千円程度ということになります。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

1 点だけ質問をさせていただきます。

追加分の説明資料の14ページですけれども、陸上競技場、サブグラウンド、市民球場の利用者数、収入額という形で数字が出てきておりますけれども、基本的に余り増減があつていような状況ではない。そして、下の収支状況におきますと、市の委託料に関しましては平成19年からはほとんど一緒であるという状況下にあると思います。今後の取り組みとして、陸上競技場、サブグラウンド、市民球場、それぞれですけれども、体協含めて、市として利用者数の増にしていけば収入もふえてくるわけですから、逆に言えば市の委託料も将来的には委託料の減ということにも結びついてくるのではないかなと一個人としては思うんですけれども、今後の取り組みというのをどのように市として考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

松田議員の今後の蟻尾山公園の取り組みとかあり方についてという御質問ですけど、今現在、クロスカントリーコースとかいろんな利用を多くの方にいただいております。そういった中で、現在クロスカントリーコースの芝の張りかえとか、そういう充実、維持管理に努めておるところでございます。また、今回調整池のほうも若干土砂がたまって雑草も生えておりますので、今回そこもしゅんせつをしてきれいになすということでございます。

今後、スポーツを通じた交流人口をふやしていこうというお話もあります。そういった中で、いろんな方々のお考えとかあるかと思います。それとか、あと充実に関しては財政的な問題もあろうかかと思しますので、そういうのを最終的にいろんな角度から判断をして、いろんな方の御意見を聞きながら、推進をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

できるだけ鹿島市の陸上競技場の芝、また市民球場につきましても県内でも非常に高い評価を得ておられますので、ぜひとも市としてもここの活用をもう少しPRをする必要が私はあるのではないかなと思います。

先ほどの答弁でありましたように、交流人口をふやしていくためには、こういう施設を持っているわけですから、こういうところを体協を含めてPRをし、一人でも多くの方に来ていただくように努めていただきたいと思います。そうすることによって、逆に利用量がふえて市の委託料が少なくなるとすれば鹿島市にとっても十分に意義があることだと思いますので、ぜひともその意味でのPR活動を含めてお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

ただいま松田議員がおっしゃられるとおり、すばらしい施設ですので、有効に利用して、スポーツを通じた、あるいはそんないろんなイベントを通じた交流人口の増加を図っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第77号 蟻尾山公園の指定管理者の指定については、これを提案のとおり

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明10日は午前10時から議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時50分 散会